

鹿屋市契約規則の一部を改正する規則

鹿屋市契約規則（平成18年鹿屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、記名押印した」を削る。

別記第2号様式（その3）中「70%」を「75%」に改める。

別記第6号様式（その5の1）第17条及び別記第6号様式（その5の2）第17条中「発注者」を「委託者」に、「受注者」を「受託者」に改める。

別記第6号様式（その6）第26条第6項中「第4条の2」を「第2条の2」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。